



かながわ
消費生活

注意・警戒情報



自宅に来て物品を買い取る 訪問購入に注意！



相談事例

- ・自宅に一人で居る時に突然訪問を受け、目を離した隙に大事にしていた貴金属を持ち去られた。
- ・「不用品を買い取り、貧しい国に寄付する」と電話勧誘を受け訪問を了承したが、業者が帰ったあと指輪がなくなっていた。



不用品買取りのはずが、勝手に貴重品を持ち去るという深刻なトラブルにつながる場合があります。

～次の点にご注意ください！～

- **突然訪問してきた購入業者は決して家に入れないようにしましょう**
購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。禁止行為をする購入業者は家に入れないようにしましょう。
- **購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう**
購入業者は、女性や若い男性を使って優しい口調で電話をかけてきて、話し相手になって信用させて訪問の承諾を得ようとしてきます。
買い取ってもらうつもりがなければ、話を聞かずに断ることが大切です。
- **購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう**
訪問購入を装った犯罪に巻き込まれる危険があるため、一人では対応しないようにしましょう。
貴金属を買い取ってもらうつもりがない場合は、購入業者に求められたとしても見せないようにしましょう。
- **トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう**

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし
いやや
188番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





若者のための消費者被害特別相談のお知らせ

若者の消費者トラブルに関する相談に、消費者問題に詳しい弁護士や消費生活相談員がお応えします。

弁護士相談

- **日時** 1月18日(土) 13時~15時30分
- **場所** かながわ県民センター6階
(電話、Zoomでの相談も可)
- **対象** 神奈川県に在住・在勤・在学の
原則 **29歳以下**の方
- **申込方法**
電話又はWEBで12月27日(金)まで
※申込期限後も、空きがあれば先着順で受け付けます
- **問合せ先** 県消費生活課相談第一グループ
045(312)1121(内線2652)

消費生活相談

- **日時** 1月20日(月)、21日(火)
いずれも9時30分~17時
- **方法** 電話のみ **045(311)0999**
- **対象** 神奈川県に在住・在勤・在学の
原則 **29歳以下**の方
- **備考** 事前予約は不要です

詳細はこちら



トラブルに遭ったら ひとりで抱え込まずに相談しよう!

参加
無料

見て、笑って、楽しく学べる! 悪質な訪問販売撲滅! キャンペーン

令和5年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた「訪問販売」に関する苦情相談件数は、7,000件を越えています。県では、幅広い世代の消費者へ一層の注意喚起を図るため、「悪質な訪問販売 撲滅!」をテーマとしたイベントを開催します。

日時: 令和7年2月16日(日) 10時~16時30分

会場: イオンモール大和 1Fライトコート&1Fウオーターコート

内容: ・悪質な訪問販売の事例等を紹介したパネル展示

・お笑いステージ 出演: 鬼越トマホーク、トレンディエンジェル

・クイズラリー

・ニャン吉と一緒に撮影会

消費生活キャラクター ニャン吉



内容盛りだくさんで
楽しそうだニャ!
ぜひ遊びにきてニャ!



鬼越トマホーク



トレンディエンジェル

神奈川県では事業者団体と連携して、悪質な訪問販売による被害を防止するための取組を進めています!



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)